

東京都学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準

平成7年3月20日

6 総学二第 1272 号

改正 平成 18 年 7 月 28 日

18 生文私行第 1485 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日

18 生文私振第 1462 号

改正 平成 19 年 9 月 28 日

19 生文私行第 2173 号

改正 平成 20 年 2 月 8 日

19 生文私行第 2954 号

第1 目的

この基準は、学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可について、審査に関する基準を定め、もって寄附行為及び寄附行為変更の認可事務の適正化を図ることを目的とする。

第2 寄附行為認可

高等学校、中学校、小学校、特別支援学校（以下「高等学校等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準により審査する。

（1）立地条件について

学校の立地条件が適切であり、当該高等学校等が他の高等学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

（2）名称について

学校法人の名称は、東京都の区域内の既設の学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人を含む。）と同一でないこと。

また、原則として東京都の区域内の既設の学校法人と類似の名称でないこと。

なお、やむを得ず、既設の学校法人と類似の名称とする場合については、当該学校法人の承諾を得ていること。

（3）施設及び設備について

ア 高等学校等の施設及び設備は、学校教育法（昭和22年法律第26号）高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）及び東京都私立高等学校等設置認可基準（平成7年3月20日6 総学二第 1273 号）等の定める基準に適合するものであること。

イ 施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別な事情があり、教育上支障がないことが確実と認められ、かつ、次の条件を満たす場合に限り、借用を認めるものとする。

（ア）校地・校舎について、20年以上の賃貸借契約等が締結され、かつ、地上権又は借地権の登記が行われていること。ただし、登記できない特別の事由がある場合には、公正証書を作成するものとする。

（イ）（ア）の規定にかかわらず、校地・校舎が国又は地方公共団体の財産である場合は、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。この場合、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。

（ウ）設備について、通常教育上支障のないと認められる電子計算機等の借用である場合

ウ 校地は、開設時までには教育上支障のないよう整備されているものであること。また、校地は、申請時において申請者名義の所有権の登記がなされていなければならないこと。ただし、第2 (3)イ(ア)又は(イ)に該当する場合には、申請者名義の所有権の登記を要しない。

エ 校舎及び設備を年次計画で整備するときは、当該高等学校等の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。

オ 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

カ 施設及び設備の整備に要する費用(以下「設置経費」という。)の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

キ 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

ク 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては算入しないものとする。

(4) 経営に必要な財産について

ア 高等学校等の経常経費は、当該高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

イ 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、高等学校等の開設年度の経常経費の2分の1に相当する額の寄附金が収納されていること。ただし、借用した校地・校舎で高等学校等を設置しようとする場合は、次のとおりとする。なお、これらの場合において第2 (3)キ及びクを準用すること。

(ア)校地・校舎を共に借用し、高等学校等を設置する場合は、年間経常経費(賃借料を含む。)の修業年限分以上に相当する運用資金を保有していなければならない。

(イ)校地・校舎のどちらか一方を借用し、高等学校等を設置する場合は、次のとおりとする。

a 修業年限が3年の高等学校等を設置する場合は、開設年度の年間経常経費(賃借料を含む。)に相当する運用資金と賃借料の2年分を保有していなければならない。

b 修業年限が4年の高等学校等を設置する場合は、年間経常経費(賃借料を含む。)の2年分に相当する運用資金と賃借料の2年分を保有していなければならない。

c 修業年限が6年の高等学校等を設置する場合は、年間経常経費(賃借料を含む。)の3年分に相当する運用資金と賃借料の3年分を保有していなければならない。

(ウ)運動場のみ借用し、高等学校等を設置する場合は、高等学校等の開設年度の経常経費の2分の1に相当する運用資金を保有していればよいものとする。

ウ 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として、借入金を充てるものでないこと。

エ 高等学校等の施設及び設備の取得に係る資金は、原則として、その金額が高等学校等を設置しようとする者の自己資金でなければならない。ただし、特別な事情があり、

教育上支障がないことが確実と認められる場合で、かつ、次のすべての条件を満たす場合に限り、当該資金の合計の3分の1を限度として、借用を認めるものとする。
この場合においては、第2 (3)イの規定にかかわらず、抵当権の設定を認めるものとする。

また、日本私立学校振興・共済事業団が行う貸付けに係るものについては、根抵当権の設定を認めるものとする。

(ア) 日本私立学校振興・共済事業団、財団法人東京都私学財団及び確実な金融機関等が行う貸付又は融資による負債であること。

(イ) 適正、かつ、実行可能な返還計画があること。

(ウ) 負債額が、学校法人の総資産のおおむね3分の1以内であること。

(エ) 各年の返還額が、学校法人の年間帰属収入の1割以内であること。

(5) 役員等について

ア 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有するものであること。
また、単に名目的なものではなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得るものでなければならないこと。

イ 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。

ウ 理事長は他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。

エ 理事である評議員以外の評議員について、学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。

オ 学校法人の事務を処理するため、その設置する高等学校等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていなければならないこと。

カ 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であり、また、役員の配偶者又は親族等に偏っていないこと。

キ その他、規程の整備を含め、高等学校等にふさわしい管理運営体制を整えていなければならないこと。

第3 学校の設置に係る寄附行為変更認可

学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

(1) 立地条件について

立地条件については、第2 (1)を準用すること。

(2) 施設及び設備について

ア 申請時において、設置経費の財源として、設置経費の2分の1に相当する額の寄附金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入を収納していること。
この場合、第2 (3)のキ及びクを準用すること。

なお、設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金など、設置経費の財源として適当と認められないものが含まれていないこと。

イ 施設及び設備に係るその他の事項については、第2 (3) (カ、キ及びクを除く。)を準用すること。

(3) 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第2 (4)を準用すること。

(4) 役員等について

役員等については、第2(5)を準用すること。

(5) 既設校等について

ア 従来設置している高等学校等(以下「既設の高等学校等」という。)の施設及び設備は、高等学校設置基準、東京都私立高等学校等設置認可基準その他の基準に適合していること。

イ 既設の高等学校等の在籍生徒数が原則として収容定員を超過してはならないこと。

ウ 既設の高等学校等のうち完成年度を越えていないものがある場合、当該未完成の高等学校等の設置に係る認可の際の設立計画が確実に履行されていること。

エ 既設の高等学校等のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。具体的には、総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合がおおむね3分の1以下であり、かつ、既設の高等学校等のための負債に係る償還計画において、各年度の償還額が原則として当該年度の帰属収入の1割を上回らないものであり、適正と認められるものでなければならないこと。

オ 高等学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

(ア) 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況

(イ) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無

(ウ) 日本私立学校振興・共済事業団及び財団法人東京都私学財団からの借入金の償還(利息、延滞金の支払いを含む。)又は公租公課(私立学校教職員共済組合の掛金を含む。)の納付の状況

第4 課程又は学科の設置に係る寄附行為変更認可

学校法人が高等学校の課程又は学科(以下「課程等」という。)を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、第3に準じて審査する。ただし、当該課程等の設置が高等学校等の教育条件の向上又は学校法人の運営の改善のために必要かつ適切と認められる特別の事情がある場合であって、課程等の施設及び設備の準備のために要する経費の支出が学校法人にとって過大な負担とならないものと認められるときは、基準の適用に当たり特別の配慮をするものとする。

附 則

この基準は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(18生文私振第1462号)

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(19生文私行第2173号)

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（19生文私行第2954号）

この基準は、平成20年 2月 8日から施行する。